

建設企業常任委員会行政視察概要

令和元年7月25日（木）

於 富士見市議会 第1委員会室

午前9時57分～午前11時30分

1 調査概要

「デマンド交通（デマンドタクシー）について」

富士見市建設部交通・管理課課長

同 副課長

同 主査

同 主任技師

埼玉県富士見市は、公共交通機関の空白地域を含む全市域での移動手段を確保し、既存の公共交通機関を補完するため、令和元年6月から、事前に利用登録した市民のタクシー料金の一部を補助する制度を始めた。住民の要望に応じてタクシーを運行する「デマンド交通」の実証実験を平成29年度に実施しており、今回の補助制度はその結果を踏まえたものである。

運行を開始した6月からの2か月間で、5,500名から利用登録があり、累計2,800件の利用があった。今後は、令和元年度からの2年間で、デマンドタクシーの利用状況の調査を行う。3年目の令和3年度に、制度の継続や廃止を決定する予定である。

	平成29年度 実証運行	令和元年度 補助制度
利用対象者	全市民	全市民（未就学児を除く）
運行時間	午前8時30分から午後5時30分	
利用手段	電話連絡	
運行範囲	自宅もしくは370か所の 共通乗降場（市外5か所）	乗車地、降車地のいずれか一方が 富士見市内であること
利用回数	制限なし	年度内12回
利用料金	タクシー料金の半額（補助上限金額なし）	タクシー料金の半額（1運行毎の 補助上限金額500円）

2 主な質疑応答

問 予算について

答 平成29年度の実証運行時は1,417万5,000円、令和元年度の本格運行時は1,392万円である。

問 事業の開始にあたり、国・県等の補助金は活用したか。

答 補助金は利用していない。

問 デマンドタクシーの乗降場所は、どのように決めたのか。

答 実証運行時に市外への移動要望があったこと、目的地は人により違うため共通乗降場方式では網羅できないことにより、乗車地及び降車地のいずれか一方が富士見市内である運行を対象とした。



問 デマンドタクシーの運行形態について、乗り合い型を選択しなかった理由は。

答 乗り合い型は、他人に自宅の場所を知られてしまうというプライバシーに関する意見があったこと、乗り合い型の運行にはタクシー会社が新たに申請を監督官庁に行う必要があり、既存の制度をできる限り活用し、スムーズにサービスを開始したかったためである。

問 運行時間を午前8時30分から午後5時30分までとした理由は。

答 主な利用者として、日中、移動手段を持っていない市民を想定したため。

問 デマンドタクシーの利用回数はどのようにカウントするのか。

答 実証運行時に導入した運営システムを活用している。利用者が電話でタクシー会社に連絡した際、運営システム上で利用回数を確認できる。また、各タクシー会社が最新の利用状況を把握できるように、運行システムはオンラインで繋がっている。例えば、1人が3つのタクシー会社でそれぞれ1回ずつ利用があった場合でも、各タクシー会社で3回利用していると分かるようになっている。

問 利用回数と1運行当たりの補助上限金額を設定した理由は。

答 平成29年度実証運行に1人で100回以上利用したヘビーユーザーがおり、
特定少数のためではなく、幅広い市民に利用していただきたいと考えたため。

以上